

全国クレーン協が国交、厚労に要望

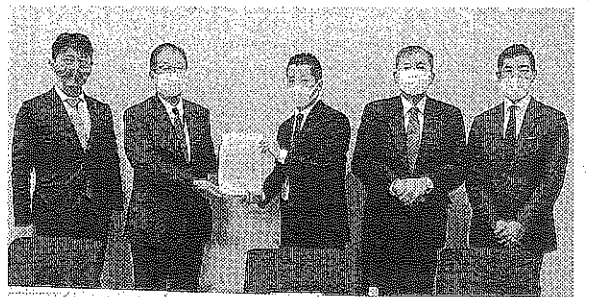
運転時間含め工期設定を

特殊車両 通行許可 制度緩和も求める

全国クレーン建設業協会（柴崎祐一会長）は4日、2024年度からの時間外労働の上限規制を踏まえ、現場までのクレーンの運転時間も含めた適正な工期設定や特殊車両通行許可制度の緩和などを

国土交通省、厚生労働省に要望した。同日に東京都千代田区の衆議院第一議員会館で開いた勉強会でも要望書を手渡した。会合には柴崎会長をはじめ協会の幹部や顧問の石破茂衆院議

員、辻清人衆院議員、高村正大衆院議員、国交、厚労両省の担当課が出席した。協会によると現場までのクレーン運転には1日約2時間を要しており、上限規制が適用されると現場での作業時間



を削減せざるを得ないのが実情だ。加えて、一部大型クレーンは通行時間が夜間から早朝に制限されるため、始業前や終業後の待機時間が上積みされることも課題となっている。

要望では、20年7月に中央建設業審議会がまとめた工期に関する基準の考慮事項にクレーンの現場への運転時間が記載されたことも踏まえ、両省に対し運転時間も含めた適正な工期設定を求めた。国交省には特殊車両通行許可制度の夜間走行の緩和、厚労省に

は移動式クレーン運転士も自らの勉強会で上限規制を念頭に規制の在り方を議論していることを報告した。工期設定に関しては、工期に関する基準を引き続き発注者団体や行政に周知するとして、勉強会は今後も開催する予定だ。

国交省は特殊車両通行許可制度の規制緩和について、交通安全確保の観点から一律の見直しは困難との認識を示し

2022.11.7

建設通信新聞